

富津市まちをきれいにする条例

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図り、もって清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物で空き缶等以外のものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 消費されることによって、空き缶等又は吸い殻等になる物を製造又は販売する者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する施策（以下「施策」という。）を総合的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等又は吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収容する等、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者の意識を啓発するように努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等を図るため、必要な措置を講じ、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第7条 空き地（現に人が使用していない土地（現に使用している土地であっても、相当の空地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。）の土地所有者等は空き地に雑草等（枯れ草及びこれらに類するかん木類を含む。以下同じ。）が繁茂しないよう適正に管理しなければならない。

2 市長は、空き地の雑草等が地域の環境美化を害すると認めるときは、当該空き地の土地所有者等に対して、雑草等の除去その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(飼い犬のふん害防止)

第8条 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。以下「飼い主」という。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬を綱、鎖でつなぎ、制御できるようにすること。

(2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。

(3) 飼い犬のふんにより公共の場所又は他人の土地、建物若しくは工作物を汚したときは、直ちに処理すること。

2 市長は、飼い主が前項の規定に違反して、同項各号の規定を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

(禁止行為)

第9条 市民等は、空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置義務)

第10条 自動販売機により容器に収納した飲食料を販売する者（以下「自動販売業者」という。）は、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(自動販売業者に対する勧告及び命令)

第11条 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該自動販売業者に対し、期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた自動販売業者が正当な理由がなく当該勧告に従わない

ときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化の日)

第14条 市長は環境美化について、市民等、事業者及び土地所有者等のより一層の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(環境美化推進員)

第15条 市長は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、環境美化推進員を委嘱することができる。

(罰則)

第16条 第11条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等をみだりに捨てた者
- (2) 第13条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年10月1日から施行する。